

東京医療保健大学国際交流委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学国際交流センターのもとに、国際交流委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、国際交流を推進するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 学生の国際交流に関すること。
- (3) 外国の大学等との交流協定に関すること。
- (4) 外国の大学等との共同研究・研究交流に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学経営会議にて任命された教員。
- (2) 大学経営会議室長。
- (3) 事務局長。
- (4) 教務部長。
- (5) 学生支援センター長。
- (6) 研究協力部長。

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前条第1号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は大学経営会議にて任命される。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、審議事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究協力部が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、東京医療保健大学医療保健学部国際交流委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。